

障がい者雇用の現状

「障がい者雇用ナンバー1・大阪」に向けた大阪府の新たな取り組み

大阪府ハートフル条例について

大阪府商工労働部 雇用対策課

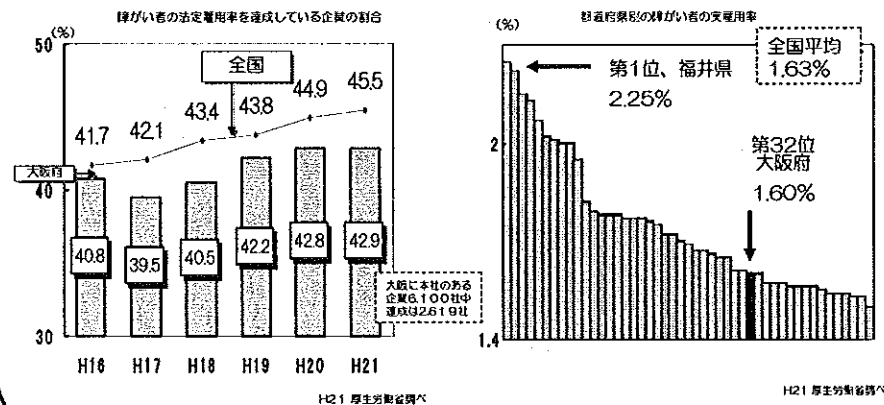
[2009年6月1日現在の府内雇用率]

- 実雇用率は、1.60%。0.01ポイント増。
- 実雇用数は、4.5人増加。
- 法定雇用率達成企業割合は、42.9%(全国45位)。
- 都道府県所在事業所別雇用率は、1.62%(全国33位)。

障がい者雇用の推移 (平成21年6月1日現在)

法定雇用率達成企業の割合は
全国第45位

実雇用率は
全国第32位

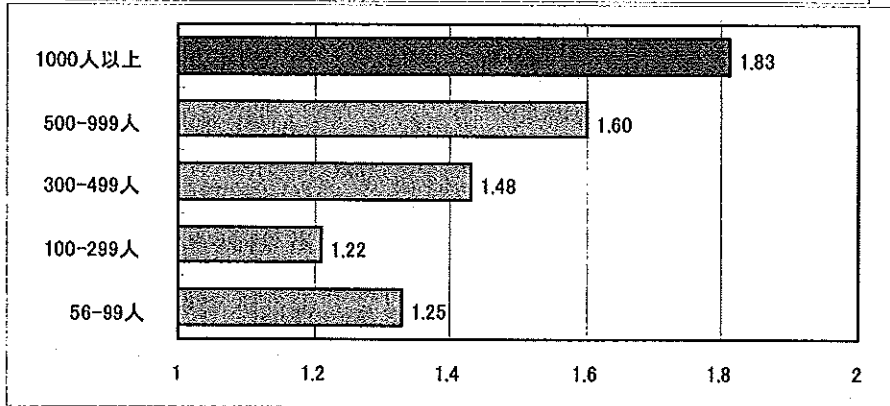


大阪府内の企業規模別の雇用状況

規模	企業数	実雇用率	達成企業数	達成割合
56人～ 99人	2,186社	1.25%	937社	42.9%
100人～ 299人	2,700社	1.22%	1,164社	43.1%
300人～ 499人	529社	1.48%	221社	41.9%
500人～ 999人	394社	1.60%	155社	39.3%
1,000人～	291社	1.83%	142社	48.8%
合計	6,100社	1.60%	2,619社	42.9%

すべての未達成企業が
あと1~3名雇用すれば
大阪府全体の雇用率が1.8%に!

企業規模別の法定雇用率の達成状況(大阪府)



大阪府障がい者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例
「ハートフル条例」(平成22年4月1日施行)

「ハートフル条例」は、障がい者の雇用の促進し、障がいの有無に関わらず誰もが働くことに生きがいを感じ、安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。

◆企業での雇用の促進と障がい者の就労支援の両面から施策を推進します。

◆雇用率達成に向けた手続き

- 府は、調達契約や補助金交付の相手方のうち、法定雇用率未達成事業主は、「雇入れ計画」を提出していただきます。
- 雇入れ計画提出事業主は、計画的に障がい者雇用率(1.8%)を達成していただき、府は達成のために指導・支援を行います。
- 府のサポートにもかかわらず、法定雇用率の達成に向け努力を行わない事業主には、条例の手続きを踏まえ、「事業主名の公表」を行いません。

ハートフル条例の概要

【条例制定の背景】

大阪の低調な障がい者雇用の現状を改善するため、府の契約締結又は補助金交付等の相手方に対し、法定雇用率の達成を求めていくことが重要。また、直ちに雇用に結びつかない人に対しても、福祉施設における就労や在宅就業といった多様な働き方が可能となるような環境を整備することが必要。障がい者が、夢や希望を持って生き生きと働き、自立した生活を送ることができる地域社会の実現を目指す。

第1章 総則

目的

障がい者の雇用の促進等と就労の支援に関し、基本理念を定め、府、事業主、事業主団体及び府民の果たすべき責務を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、及び府と関係がある事業主の障がい者の雇用の促進等を図り、もって障がいの有無にかかわらず働くことに生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念

障がい者の雇用の促進等と就労の支援は、障がい者が社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられることを旨として、行われなければならない。

府の責務

基本理念にのっとり、障がい者の雇用の促進等と就労の支援のための施策を策定し、並びに国、市町村、事業主、事業主団体、府民及び民間の団体と協力してこれを実施する責務を有する。

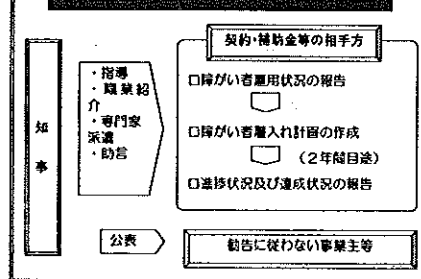
事業主、事業主団体、府民の責務

障がい者の雇用の促進等の実現を図るため、障がい者一人一人の特性に関する理解を高める等、各主体の責務を定める。

第2章 雇用の促進等と就労の支援に関する施策

- 職業教育の充実 ○職業訓練の充実
- 企業への就職等の支援
- 雇用の障がい者の雇用の機会の創出及び拡大
- 就業及び生活上の支援
- 障がい者支援施設等からの物品の買入れ等
- 府職員の採用 ○啓発活動の実施 ○表彰

第3章 府と関係がある事業主の雇用の促進等

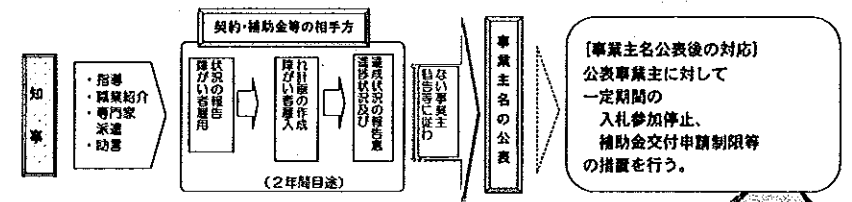


条例で公表された企業への対応

公表事業主に対しては、一定期間、入札参加停止や補助金の交付申請等の制限措置が行われます。

その他の契約のうち、障がい者雇用関係にかかる業務契約の特例

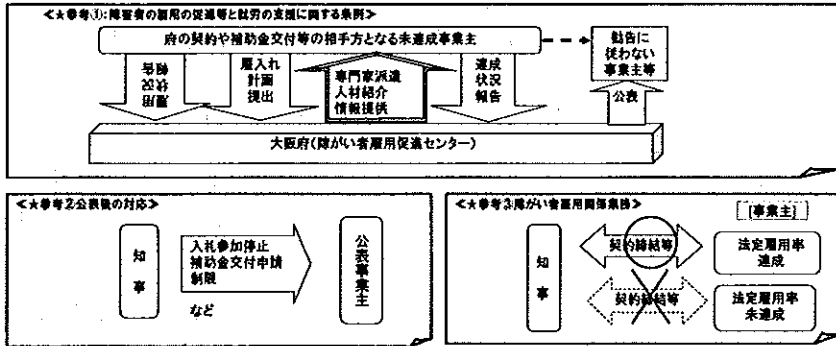
- ◆それぞれの業務発注の要綱に基づき、法定雇用率の達成を、契約締結又は補助金交付の要件(条件)とします。



大阪府知事からのメッセージ

この度、障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例が成立し、来年4月から施行されます。今後、「障がい者雇用促進センター」において、契約や補助金交付の相手方など府と関係のある事業主に対し、人材情報の提供や専門家派遣、雇用事例の紹介などの支援を行ってまいりますので、各事業主は、法定雇用率の達成に向け、精一杯、努力をお願いいたします。

このようなサポートにもかかわらず、法定雇用率の達成に向けた努力を行わない事業主につきましては、条例の手続きを踏まえ、事業主名の公表を行うこととなります。また、公表された事業主に対しては、一定期間の入札参加停止や補助金交付の制限等を行うこととしています。これらの措置をあわせて、府としての「法定雇用率未達成企業とは取引しない」というメッセージといたします。



◆◆府の支援制度◆◆

- ◆障害者就業・生活支援センター
府内18ヶ所のセンターで、専門のスタッフが、職場定着相談や公共職業安定所との調整、職場不適応が生じた場合の適応支援、助成制度の紹介をしています。
- ◆障がい者就職準備（短期職場適応）訓練事業
障がい者雇用の経験がない、実際にできる仕事が見つからないなど、障がい者雇用に不安を感じている事業主に対して、職場実習を通じて「雇用する」「一緒に働く」ことを体験していただく制度です。訓練期間は、2週間（重度障がい者の場合は4週間）
- ◆人材の育成に取り組んでいます（職業訓練・職業教育）
 - 大阪障害者職業能力開発校、府立高等職業技術専門学校
障がいのある方を対象に製版アート、CAD製図、Webデザイン、園芸、介護補助、事務補助などさまざまな職業分野の訓練を実施しています。
 - 福祉施設からの就労支援の取組み
障害者自立支援法において、一般企業等への就労を希望する方に、就労に必要な知識・能力の向上などの訓練を行う、就労移行支援サービスを実施しています。
 - 府立学校の取組み
支援学校など障がいのある生徒が在籍する学校において、自立と社会参加を実現するために、職業教育等に取り組んでいます。
- ◆企業の取組み紹介や顕彰制度
大阪府のホームページで、実際に障がい者を雇用した企業の取組み実例の紹介や顕彰制度（大阪府ハートフル企業顕彰制度）を実施しています。



大阪府

◆◆国等の支援制度◆◆

- ◆特定求職者雇用開発助成金
ハローワーク等の紹介で、障がい者を雇用した事業主に対して、貸金を助成。（中小企業の場合、最大2年間で240万円）
- ◆障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ 奨励金）
障がい者雇用の経験のない中小企業が、初めて障がい者を雇用する場合。（対象労働者1人目を雇用した場合100万円）
- ◆特例子会社等設立促進助成金
平成21年2月6日以降に設立する特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所であって、障がい者を10人以上雇用するものを設立した場合。（金額は、雇用障がい者数によって異なります。最大で初年度5000万円、2・3年目2500万円）
- ◆障害者試行（トライアル）雇用
試行雇用（トライアル雇用）の形で、障がい者を受け入れていただき、障がい者雇用に取組みきっかけづくりを進めます。原則3ヵ月間の有期雇用契約を締結。（実施事業主に対し月額4万円。最大で3ヵ月間支給）
- ◆ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援
ジョブコーチを職場に派遣し、職場適応に必要な助言などきめ細かな人的支援を行う。
★このほかにもさまざまな支援制度があります。
詳しくは、各ハローワークや下記グループにご相談ください



大阪府

障害者雇用促進法の「雇用率制度」「雇用納付金制度」の改正

（平成20年12月改正）

- ◆中小企業における障がい者雇用の促進
 - ・雇用納付金制度の適用対象の範囲拡大
（現行：301人以上 ⇒ 22年7月から201人以上に拡大、27年4月から101人以上に拡大）
 - ・雇用率算定の特例として事業協同組合等を活用した障がい者雇用も雇用率の算定に含める
- ◆短時間労働者
算定基礎の「企業全体の常用労働者」及び「雇用障がい者」に追加
（現行：週30H以上⇒22年7月から週20H～30H未満を追加）
- ◆一定条件で特例子会社がない企業グループ全体で雇用率を算定するグループ適用制度の創設



大阪府

大阪ハートフル基金

大阪府

企業協賛金のお願い

障がい者の方々が、いきいきと働き、
収入を得て暮らせる大阪をめざしています

大阪の障がい者雇用の現状は、全国的に低位にあります。
大阪府は、障がい者の雇用が進むよう、事業主様の取組みをお手伝いします。
大阪ハートフル基金は、障がい者の方も、事業主の方も心から喜んで
いただけるよう、障がい者雇用に全力で取り組んでいきます。

- ◆ 府民・企業様を合わせ、1億円を目標に寄付金を募っております。
- ◆ 集まった寄付金を活用し、障がい者雇用に取り組む事業主様を支援します。

～ 基金の概要 ～

創設時期 平成21年10月

基金規模 目標1億円

(基金創設時は2千5百万円)

主な目的 特例子会社等の設立支援や職場定着の支援

大阪府

はたらきたい
にんげんたい。

ご協賛のお願い
大阪府商工労働部

障がい者の働く場と
機会を広げるため、
府民や企業の皆様から広く
ご寄付を募り、障がい者の
雇用に取り組む事業主の
皆様を応援します。



～橋下知事と特例子会社社員の方々～

大阪府

大阪の障がい者雇用は少しずつ改善

1 障がい者雇用率(2009. 6. 1現在)

- ◇ 実雇用率 1. 60% 全国32位
- ◇ 事業所所在地都道府県別実雇用率
1. 62% 全国33位
- ◇ ハローワーク就職率(20年度) 29. 7% 全国45位

2 特例子会社の状況

- ◇ 大阪24社<全国242社、東京71社、神奈川33社>

3 支援学校からの就職者数(H20年度実績)

卒業生963人、就職等数171人(就職率17. 8%)

大阪府

- ◇ 寄付をいただいた企業様や賛同者様へ謝意を表すため、様々な広報媒体を通じ、ご協力の紹介等を行う予定です。

～心より協賛金のご協力をお願いいたします～

大阪ハートフル基金のHP

<http://www.pref.osaka.jp/koyotaisaku/kikin/index.html>

大阪府雇用促進センターのHP

<http://www.pref.osaka.jp/koyotaisaku/sokushin-c/index.html>